

埼玉学園大学における公正な研究活動の推進のための基本方針

平成 28 年 7 月 6 日
学長裁定

「埼玉学園大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」（平成 28 年 7 月 6 日以下「不正防止規程」。）第 3 条の規定に基づき、組織として研究活動上の不正行為の防止に努めるとともに、不正行為が生じた場合に厳正・適切に対応するために、この基本方針を定める。

なお、研究活動上の不正行為とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用（以下「特定不正行為」という。）のほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ、その他研究活動上の不適切な行為であって、研究者倫理から著しく逸脱するものを含む。

1. 研究活動上の不正行為防止のための責任体制の整備

- (1) 研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の対応に関し最終責任を負う者として、最高責任者を置き、学長をもって充てる。
- (2) 部局における研究倫理教育の実施等、具体的な不正防止の取組に関し実質的な責任と権限を有する者として、各学部、大学院各研究科に研究倫理教育責任者を置き、学部長、研究科長をもって充てる。

2. 不正行為の事前防止のための取組

(1) 研究倫理教育の実施

研究倫理教育責任者は、研究倫理の向上のため所属研究者等（学生を含む）に対する研究倫理教育を実施するものとする。

(2) 行動規範の策定

日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成 25 年 1 月 25 日改訂）に準拠し、科学研究が社会からの信頼と負託を前提として成立するという認識の下、公正な研究活動を確保することを目的として、研究者等が遵守すべき行動規範を定める。

(3) 研究遂行上のルール

研究者等は、実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管および実験試料等の研究データ等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示するものとする。

3. 特定不正行為への対応

(1) 通報等の受付窓口の設置

特定不正行為の疑いがある場合の通報の受付及び特定不正行為に該当するか否かを確認する等の相談の窓口を設置する。

(2) 特定不正行為の調査及び措置等

特定不正行為の認定については、予備調査で本格的な調査が必要と認められた事案について、調査委員会を設置して慎重に行うとともに、認定された場合の当該研究費の取扱、人事管理上の措置等を厳格かつ適切に行う。

(3) 埼玉学園大学内部通報者等の保護に関する規程の準用

通報者の保護、通報に係る個人情報の保護、不正の目的での通報者に対する措置については、埼玉学園大学内部通報者等の保護に関する規程を準用する。